

学校法人佐藤栄学園 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人佐藤栄学園では男女を問わず教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境作りのため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

2. 学園の課題

- （1）管理職に占める女性の割合において、男女の格差が大きい
- （2）専任教職員の平均勤続年数において、男女の格差が大きい

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

管理職（課長級以上）に占める女性割合を 10%以上 にする。

（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

〈取組内容〉

令和3年4月～ 教職員における管理職育成を目的とした研修等を実施し、管理職へのキャリア構築を行う。

目標 2

専任教職員における男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数を 75%以上 にする。

（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

〈取組内容〉

令和3年4月～ 仕事と家庭を両立するための支援となる育児休業や介護休業等の現行制度の周知・情報提供を行い、より利用しやすい環境の整備に努め 女性が活躍できる雇用環境の整備を行う。